

安全の手引き

在ウズベキスタン日本大使館

2016年1月改訂

I はじめに

在ウズベキスタン日本国大使館では、在留邦人の皆様がウズベキスタンにおいて安全に暮らすための参考として「安全の手引き（2016年1月版）」を作成いたしました。ご活用頂ければ幸いです。

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1) 自分と家族、同僚や友人の安全は自分達で守る

日本は、諸外国と比べて治安事情は良好で、トラブルに遭っても警察や消防がすぐ対応します。しかし海外では、治安当局が全てに、またすぐに対応するわけではなく自己対応が強く要求されます。ここウズベキスタンも例外ではありません。自分と家族の安全は自分達自身で守るという意識が大切です。また、同僚や友人を含めてお互いが情報共有や相互注意を図りながら各種被害に遭わないようにすることが重要です。

(2) 危険を予測する努力を

事件や事故に巻き込まれないためには、危険に遭遇する可能性のある状況を予測することが大切です。「もしかしたら危ないかもしれない、危ない目に遭わないようにどうすればいいか」という意識を持つことで、危険の事前の回避が可能になります。犯罪により被った被害や事故の後の怪我の治療等について、日本と同じようなサービスが受けることができることは期待できず、例え軽微な被害でも、解決まで相当の時間と精神的負担がかかるという覚悟が必要です。

(3) 安全のための三原則

安全のための三原則とは「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」です。特に、日本国内での行動、生活様式をそのまま海外に持ち込むと、自分の意識に関わりなく目立ってしまうという点に注意しましょう。犯罪等に関する当地の情報のなさに寄りかかり、「ここは日本と同じくらい安全だ」と信じて日本にいる時の習慣そのまま当地を満喫するような生活を考えるのではなく、強盗やひったくり、空き巣や各種性犯罪、その他現地人とのもめ事等のトラブルに遭わないためにはどうすればいいのかを考えて、実行してください。

ア 目立たない

必要以上に派手な服装をする、華美な装飾品を身につける、公共の場（レストラン、バー等）で現地の事情について悪口を言う等の行為は、目立つばかりでなく犯罪を誘発する原因にもなります。

イ 行動を予知されない

行動がパターン化されている人（通勤・通学などの移動経路や時間などの固定化）は、犯罪者やテロリスト等にとって格好のターゲットとなります。通勤経路や、出発時間を変えるなど、相手に予測されにくくすることが大切です。

ウ 用心を怠らない

当地に赴任した当初は安全に配慮した生活を送る人でも、しばらくすれば生活に慣れてつい油断しがちになってしまいます。常に警戒心を怠らず、時には自分の生活や行動を再点検することが必要です。

2 ウズベキスタンの犯罪発生状況

(1) テロ関連情勢

当地では、1999年2月に大統領暗殺を狙った爆弾事件、2004年3月下旬から4月上旬にはタシケント市内の自爆テロ事件及び治安当局との銃撃戦、同年7月には自爆テロ事件、20

05年5月にはアンディジャン市における大規模騒擾事件、2009年5月末にはアンディジャン州における税関施設・警察署襲撃爆弾事件、同年8月末にはタシケント市内における銃撃戦、また2013年10月にはサマルカンド市でテロリストの自爆事案が発生しています。依然当地には反政府系組織が潜伏している可能性があり、アフガニスタンやトルクメニスタン等との国境付近ではISIL（いわゆる「イスラム国」）等のテロ組織の影響力が大きくなっています。

(2) 一般犯罪情勢

当地における犯罪情勢については、犯罪統計が公表されていないことから明らかではありません。

一般的には、経済的困窮や貧困を背景に、金銭や貴金属を狙う窃盗・強盗などの財産犯が発生していると言えます。特に外国人は、旅行者を含め多額の外貨を所持していることから犯罪者に狙われ易いと言われています。

(3) 邦人の犯罪被害状況

過去5年で、邦人が犯罪に巻き込まれた事件のうち当大使館で連絡を受けたものは以下のとおりです。

平成23年：窃盗5件（空き巣、置き引き）

平成24年：強盗傷害2件、窃盗4件（スリ、置き引き、ひったくり）

平成25年：窃盗1件、詐欺1件（スキミング）

平成26年：強盗傷害1件、暴行1件、窃盗2件

平成27年：窃盗2件（置き引き等）

※ 当館で把握している邦人の犯罪被害件数は年間数件程度ですが、「このくらいなら自分は被害に遭わないだろう」とは決して思わないでください。当地には在留邦人がわずか120人程度しかいない中での数値です。事件被害に遭う可能性は常にあることを念頭に以下の防犯対策を参考にしてください。

※ 平成17年には強盗殺人事件等も発生しています。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 住宅防犯対策 ～ 空き巣など侵入盗の被害を防ぐには

空き巣は、現金や貴重品が盗まれるばかりでなく、犯人と鉢合わせとなった場合に強盗事件等へと発展する恐れがあり、非常に危険です。

空き巣犯は、事前に下見をすることが多く、また空き巣の手口は「窓を突き破る」「玄関扉をこじ開ける」「合い鍵を準備する」という例が多いため、以下のような防犯対策が大切です。

※ 家人の不在中に侵入する場合のみならず、就寝中など在宅中に侵入する場合があります。

ア 住居の選定

周辺の交通量があり、主要道路から死角とならない環境の住居を選定する。あわせて一戸建てでは壁の高さ、街灯の有無、アパートでは中高層階か否か、建物入り口の施錠設備、警備員の配置の有無等が防犯上のポイントとなります。

※ 防犯意識の高い大家であるかどうかも重要なポイントです。

イ 防犯設備の拡充

入居前に大家に依頼して、二重ロック・二重扉・（窓ガラスやテラス扉へ）鉄格子などを設置してもらうほか、可能であれば、常夜灯やセンサーライト等も設置する。また、玄関扉には覗き穴やドアチェーンを取り付け、来訪者を確認してからドアを開けるよう心がける。

ウ 施錠の確認、周辺環境の整理

外出時や就寝時には、確実に施錠をする。外出する際には玄関の周辺（特に死角が有る場合

には念入りに)に不審者がいないか、十分確認する。

住宅周辺に侵入のための足場となるような物が放置されていないか確認し、必要に応じ、その処分を大家に依頼する。

エ 不在時の対策

休暇等で長期不在にする場合には、常夜灯を点灯しておく。また信頼できる同僚や友人に留守中の管理(定期的に窓を開閉する、室内の点検をするなど)を頼む。休暇等不在となる期間をむやみに他人に教えない。

※ 自分が家にいるときも玄関ドアの鍵を掛ける、窓を開けっ放しにしないことを心がけてください。

(2) 外出時の防犯対策 ～ スリや置き引きなどの被害に遭わないために

当地で邦人が被害に遭うケースとして多いのは、スリ・置き引き・かっぱらいなどです。外出時は、特に以下の点に気をつけましょう。

ア 外出中は、常に自分の周辺への注意を払うとともに、その注意が一方向に偏らないようにする。

イ 外出に際しては、必要以上の現金は持たないように心がけるとともに、支払い等で現金を数える時には、なるべく人目につかないよう配慮する。見知らぬ人に話しかけられたとき、囲まれたときは特に注意する。また 貴金属等は肌身離さず、鞆の口は常に自分の見える位置に持つてくる。

※ 特に、必要以上のドル紙幣は持ち歩かないようにしましょう。

ウ 夜間(日没後)の一人歩きは出来る限り避ける。やむを得ない場合には、明るい通りや人通りの多い場所を選ぶようにする。

エ 身分証明書(旅券・身分登録証等)は必ず携帯する。(現金とは別に携帯することを心がけてください。)

(3) 強盗対策 ～ まずは命を守ること

現実に強盗に遭遇してしまった場合、例えばけん銃やナイフを突きつけられて金品を要求された場合には、何よりも生命の安全が最優先です。日本国内では、単なる脅しに過ぎないと思われる行為も、当地では命を落としかねないということを忘れて下さい。夜間に人気の無い路上を一人で歩かない、タクシー等を利用するときは自宅前まで行き、自分が建物に入るまで運転手にはその場に留まってもらう等の対策が有効です。特に夜間の飲酒後の一人歩きは厳に慎んでください。

※ 強盗に遭わないように気をつけることが第一ですが、万が一遭遇してしまった場合は、以下の点に配慮して、生命の安全を図りましょう。

ア 強盗に遭った場合には、金品を出し渋る、抵抗するなどの行為は極めて危険です。このような状況に陥ってしまった場合は、自分の生命と身体の安全を第一に考え、財布等は二の次と考えることが基本です。予め現金とパスポートやクレジットカード等を分けておくことや、財布を2つ所持することも被害を少なくする重要なポイントです。

イ 強盗に遭った場合も、慌てず、ゆっくりとした動作を心がけて下さい。こちらが財布を取り出すつもりでいても、慌てて胸ポケットやズボンのポケットに手を入れる、車のダッシュボードを開けようとする行為は、犯人にとっては武器を取り出そうとする行為に映る場合があります。

(4) ホテル、レストランにおける防犯対策

高級そうなホテルやレストランであっても犯罪は発生します。犯罪被害に遭わないために、以下の点に留意してください。

- ア 自分の荷物はポーターまかせではなく、常に目を離さない。
チェックインやチェックアウトの手続きをする際には、バッグや手荷物等はカウンターの上など目の届く場所に置く。
- イ レストランでの食事中、財布を入れた服を椅子の背もたれに掛ける、バッグを床に置く等はず、化粧室に行くなど少しの間でもバッグを所持し、貴重品等を身につけてから席を外すよう心がける。
- ウ ホテルの客室内にいる際は、常にドアを施錠し、ドアチェーンを掛けておく。誰かが来訪した場合には、覗き窓で相手を確認してからドアを開ける。
- エ 外出する際は、客室ドアが完全に施錠されたかどうかを確認する。
- オ 外出から戻った際は、室内に不審者がいないかどうか確認し、客室内に入る。

(5) その他日常生活上の防犯対策

ア 両替について

当地では、正規の両替所（空港やホテル、銀行等）以外での両替は違法となります。

イ タクシーについて

当地では一般車両がタクシー営業をする、いわゆる「白タク」があります。2012年より白タク行為を行った運転手は処罰されることとなりましたが、まだまだ街中で多くの白タクを見かけます。白タク利用によるトラブルも発生していますので、タクシーを利用する際には十分に注意してください。

ウ 麻薬について

当地は麻薬（ケシ類など）の流通・中継地となっているとの報道もあります。薬物事犯は厳罰の対象ですので、興味本位での購入や使用は厳に慎んでください。

エ 飲酒について

当地で販売しているウォッカ等の強いお酒は、十分精製されておらずアルコールに強い方でも酩酊することがあります。酔った状態では、様々な犯罪に巻き込まれる可能性がありますので十分に注意して下さい。また日本と異なり、男女が2人だけでお酒を飲むといった行為は、友達以上の関係であると相手に誤解され、トラブルに発展するおそれもあることにも気をつけて下さい。

このほか、アルコールの入った状態で夜間外を歩いている外国人に対し、警察官と称する者が、違法行為として警察署へ同行や罰金を求める事案が過去に発生しています。警察官と称する者等からの不当な同行要請を受けた場合は、すぐに大使館へ連絡してください。なお、飲酒酩酊して道路等に寝込む等の行為は違法行為となりますので、ご注意下さい。

4 滞在中の諸注意について

以上の防犯対策の他に、当地滞在中に気をつけなければならない事項は、特にビザ、滞在登録、税関申告の3点です。

(1) 出入国手続きに関する邦人のトラブル件数

ビザ、滞在登録、税関申告等の出入国手続きに関係するもので邦人がトラブルに巻き込まれたもののうち当大使館で連絡を受けたものは以下のとおりです。

平成25年：滞在登録2件（被拘束事件）、その他9件（滞在登録不備、税関申告書不備等）

平成26年：査証2件（被拘束事件）、その他14件（滞在登録不備、税関申告書不備等）

平成27年：その他6件（査証関係、税関申告書不備等）

(2) ビザ（査証）の有効期限

在留者や旅行者の中には、ビザの有効期限についてそれほど注意を払っていない方が時折おられます。有効期限を越えて滞在した場合、当地の法律により以下の罰則が科せられます。また有効期間が始まる前に入国してしまい、当局に拘束される事例が近年散見されています。自分のビザについて、有効期限を確認してください。

○高額な罰金を課せられる

○国外退去処分を科せられ、一定期間ウズベキスタンへの入国ができなくなる

(3) 滞在登録を忘れずに

ウズベキスタンに 72 時間以上滞在する日本人等の外国人は、滞在登録が義務付けられています。ホテルに宿泊する場合、ホテル側が滞在登録の手続きを代行しますので、チェックイン時に必ず滞在登録を依頼してください。観光査証での入国者は、ホテル以外での滞在登録はできません。

滞在登録を怠った場合、登録期間を超過してしまった場合、滞在登録先以外で宿泊した場合には、以下の罰則が科せられます。

○高額な罰金（法定最低賃金額の 50 倍～100 倍）

○国外退去処分を科せられ、一定期間ウズベキスタンへの入国ができなくなる

(4) 税関申告について

入国時に、空港などの税関検査場で税関申告書（特に現金等については当地出発時のトラブルに直結するので、ありのまま正直に記載してください。）を 2 枚提出し、係官の確認印が押された 1 枚を必ず受け取ってください。（公用旅券、一般旅券の方で、例外はありません。）

この 1 枚は、出国する際に、出国時に作成する税関申告書と一緒に係官に提出しなければなりません。入国時の税関申告書がない等の場合には、出国する際に係官から「入国時の税関申告漏れ」を指摘され、所持している現金等が没収される例が多発しています。

当地で現金を引き出す場合は、銀行から引き出し証明書を受領し、税関に提示することで税関申告額を超えた現金の持ち出しが可能です。

5 交通事情と事故対策

(1) 道路事情

ウズベキスタンの道路事情は劣悪で、道路の至る所で陥没や舗装面の剥離が見られます。歩道も同様です。夜間はもちろん、昼間においても十分に注意してください。

当地の信号は日本とは異なり、赤→黄色→青、の順序で変わります。信号によってはこれに黄色点滅、青色点滅の表示もあり、分かり難いうえ、木々に隠れて見えない場合や故障している場合もあります。十分にご注意ください。歩行者用信号は大通りを除き、ほとんど設置されていません。

夜間は街路灯が少ない上に照度が低く、薄暮時に車のライトを点灯するような習慣もありませんので、ドライバーは周囲があまり見えない状態で運転していると考えて下さい。

冬は、雪が降り、道路が凍結することも多々ありますが、当地ではスノータイヤやスパイクタイヤなどを履く車はほとんどなく、夏以上に事故の発生する確率が高くなります。

(2) ルールとマナー

マナーを守らないドライバーが多く、車線をまたいで走る、突然車線を変更する、前を走る車にパッシングやクラクションを鳴らして道を空けさせる、急停車やUターンする、歩道を走るといった運転が横行しています。速度違反車も多く、歩行者にも平気でクラクションを鳴らします。

(3) 交通事故から身を守るためには

当地の道路交通事情は極めて悪く、車を運転する場合にも、歩道を歩く場合にも、細心の注意が必要です。

歩行者用の青信号の時間が短いこともあり、特に大通りを横断する際、地元の人達は車の間を縫うように渡っていますが、これは非常に危険ですので真似しないでください。道路を横断する場合は、信号を確認し、左右を十分に確認してから渡ってください。青信号の途中で渡り始めると急に赤に変わることがあります。

当地の車両保険では、交通事故に遭っても運転手が治療費等を支払えないといった場合が多々あり、交通事故の被害者が十分な補償を受けられない可能性があります。また、車を運転する場合には、自己過失でも支払われる任意保険に入ることをお勧めします。なお、交通関係法改正により、2007年から、運転中の携帯電話の使用が禁止され、自動車乗車中のシートベルト着用が義務化されています。タクシー等シートベルトが装備されていない車もありますので、注意が必要です。

6 テロ、誘拐対策

上記2(1)のことから、テロ・誘拐事件はいつでも起こり得ると認識したうえ、以下に述べる予防策等を常日頃から講じておくことが大切です。

(1) 平素からの準備

- ア 家族や会社等に居場所(行き先)を伝える
- イ 家族へ帰宅予定時間を連絡する
- ウ 緊急連絡網を家に備え付ける(ご家族用)
- エ 緊急時に必要な番号を携帯電話に登録する
- オ 「在留届」を大使館に提出する(長期滞在の方)
- カ 「たびレジ」に登録する(短期滞在の方)

(2) 当地での滞在中

- ア 人気のない場所や日没後に1人で出歩かない
- イ 通勤や買い物等の行き帰りの道順を固定化しない
- ウ 個人契約ドライバーを十分に活用する
- エ 夜の会合等では車両所有者が参加者を送迎する
- オ 深夜帯のタクシーの単独利用は極力控える
- カ 車で帰宅(送迎)時は、自宅建物入口まで
- キ 渡航情報等の情報を随時確認する
- ク 人が密集する場所では長時間滞在しない
- ケ 外国施設等が密集する地域へは近づかない
- コ 爆発があった場合すぐに現場から離れる

(3) 有事の際には

- ア 大きな声で助けを求める
- イ その場から避難できるならば避難する
- ウ 現金や財産よりも身の安全を最優先に確保する
- エ ご家族や会社、大使館等へ連絡する

7 大規模地震など自然災害対策

当地では1966年にタシケント、1984年にブハラ、2011年にフェルガナ地方においてそれぞれ大地震が発生しています。自然災害に対する準備も心がけておきましょう。災害発生後少なくとも10日間程度、家族が自給自足できる飲料水・食料品・日用品等を備蓄することをお勧めします。

(1) 備蓄すべき物資

ア 飲料水（長期保存の利くミネラルウォーター等）

イ 食料品

缶詰（簡単に開けられるプルトップのものが望ましい）、乾パンなど水や火がなくても食べられるものを中心に用意しましょう。

ウ 日常用品

懐中電灯（予備電池含む）、医薬品（含む生理用品）、ラジオ、ろうそく、マッチ（防水処理をしておくことが望ましい）、固形燃料、携帯式ガスコンロ、寝袋、軍手、簡易式浄水器（または浄水用薬品）、トイレットペーパー、その他必要な物資
旅券、現金、航空券などは、すぐ持ち出せるようにしてください。

(2) 大使館への連絡

大使館では、大規模自然災害発生後直ちに邦人の皆様の安否について確認します。皆様の方からも可能な限り速やかに大使館へ安否に関する連絡をお願いします。

(3) 一時避難場所

大使館では、大規模自然災害が発生した場合等に、一時的に在留邦人の方が集合避難する場所として、以下の2カ所を定めています。

○ 大使公邸(144. Podshobog St, Mirzo-Ulugbeg district)

○ 日本大使館 (1-28. Sadyk Azimov St, Khamza district)

普段から、自宅又は職場などから大使館や公邸への道順を把握しておくようにしてください。

8 子の親権問題について

国際結婚をした夫婦が離婚した後に、子供の親権を巡る問題が生じ、父母の一方が子供を母国へ連れ去ることが問題となる事案が世界各地で発生しています。

日本では、離婚成立時に親権をどちらか一方の親に裁判等で確定します。しかし他の国々では離婚後も双方の親が親権を保持する法制度となっていることが多く、こうした場合に片方の親が他方の親の同意を得ないで子を日本へ連れ帰ると、その行為が実子誘拐罪等の犯罪に当たるとされ、連れ帰った親が犯罪被疑者として再入国時に逮捕されるケースや、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事面に関する条約：日本は加入に向けて準備中）締約国間では同条約に基づき、子の返還を請求するケースが発生しています。

ウズベキスタンでは法律上、子の親権は双方の親にあるとされている一方、離婚時に親権の扱いについて特に定めないことが多く、慣習上は片方の親が専ら子の養育に当たることが多いようです（裁判で片親に親権を確定する場合がありますが、結審までに相当の時間を要します）。ウズベキスタンの刑法には「実子誘拐」という規定はありませんが、万一トラブルとなった場合には、刑法第137条「誘拐」罪を適用される可能性もあります。

9 緊急連絡先一覧

(1) 在ウズベキスタン日本大使館 1-28 Sadyk Azimov St. Khamza district. Tashkent.

代表電話：(+998-71) 120-8060~63

領事直通：(+998-71) 120-8074

夜間・休日の緊急連絡用携帯：(+998-91) 162-5009

領事メール：ryouji@ts.mofa.go.jp

開館時間：9:00~18:00（13:00~14:30を除く）

(2) 事件事故通報

火災 TEL : 101
警察 TEL : 102
救急車 TEL : 103
ガス TEL : 104
災害等時のレスキュー TEL : 1050

(3) タシケント市内等の主要医療機関

TIC (タシケント・インターナショナル・クリニック) TEL : 291-0726、291-0142、+998-90-327-3378 (夜間緊急)

MDS (Medical Diagnostic & Statistics) TEL : 140-0080、080 (救急)
救急医療センター (通称:16番病院) TEL : 150-4600、277-9001

同サマルカンド支部 TEL : (8-366) 235-4212
同アンディジャン支部 TEL : (8-374) 224-2713
同ブハラ支部 TEL : (8-365) 225-2292
同ジザク支部 TEL : (8-372) 226-2701
同ナボイ支部 TEL : (8-436) 223-8100
同ナマンガン支部 TEL : (8-369) 237-0001
同ヌクス支部 TEL : (8-361) 222-9383
同フェルガナ支部 TEL : (8-373) 224-1963
同ウルゲンチ支部 TEL : (8-362) 227-2055
同テルメズ支部 TEL : (8-376) 225-0933
サマルカンド州立病院 TEL : (8-366) 233-3852

(4) タシケント市内の警察署 (内務局)

ベクテミール地区警察署 TEL : 295-0239、295-0666
チランザール地区警察署 TEL : 278-5840、273-2040
ミラバッド地区警察署 TEL : 291-0039、291-5802
ヤッカサライ地区警察署 TEL : 255-9496、255-7218
ハムザ地区警察署 TEL : 296-0630、294-7709
シャイホントフル地区警察署 TEL : 288-3190、288-3200
ミルゾ・ウルグベク地区警察署 TEL : 268-5089、267-3350
アルマザール地区警察署 TEL : 246-0990、248-4059
ウチュテパ地区警察署 TEL : 272-9839、272-8079

(5) 航空会社関係

ウズベキスタン航空 TEL : 140-0200、140-4750
アジアナ航空 TEL : 140-0900、140-0901
大韓航空 TEL : 129-2001
タシケント空港 TEL : 140-2801~04

(6) 緊急時の言葉

(日本語)	(ロシア語)	(ウズベク語)
助けて	Помогите!	ヨルダム・ベリン
泥棒	Воры!	オグイリ

警察	ミリーツイヤ	ミリツイヤ
警察を呼んでください	パザヴィーチェ・ミリーツイユ	ミリツイヤニ・チャクリン
財布を盗まれました	ウ・ミニャー・ウクラリ・カ シリョーク	ハミヨニムニ・オギルラシティ
救急車	スコーラヤ・ポーマシ	テズ・ヨルダム
救急車を呼んでください	パザヴィーチェ・スコールユ・ ポーマシ	テズ・ヨルダムニ・チャケリン
下痢をしています	ウ・ミニャー・パノース	イチャム・ケーティヤップトウ
最寄りの薬局はどこで しょうか？	グジェ・ブリジャイシャヤ・ア プチェカ？	エン・ヤケン・ドリホーナ・カイ エルダ？
火事	パジャール！	ヨーンゲーン！
消防隊	パジャールナヤ・カマンダ	オット・ウーチェループチラル
火事だ！消防隊を呼んで ください。	パジャール！ パザヴィーチェ ・パジャールヌユ・カマンドウ	ヨーンゲーン！オット・ウーチェ ループチラールニ・チャケリン

III 緊急事態に備えて

1 平素の準備

(1) 在留届の提出

外国に住所を定めて3ヶ月以上滞在する場合に、氏名・旅券番号や連絡先などの情報を含む在留届を日本大使館に提出するよう、旅券法に定められています。

大使館ではこの在留届をもとに、テロや大規模自然災害等の緊急事態における安否確認を行うほか、事件や事故発生時には本邦に住むご家族への連絡等を行います。電話番号の変更、転居や家族の異動が合った場合、帰国（一時帰国を除く）の際には必ず大使館までご連絡下さい。

(2) メーリングリスト（領事メール）への登録

大使館では、在留届をもとに当地在住の皆様のメーリングリストを作成し、領事メール（ryouji@ts.mofa.go.jp）として、安全情報のほか各種情報を提供しています。登録をご希望の在留邦人の方は、大使館にご連絡ください。

(3) 家庭内又は企業内連絡の確立

緊急事態はいつ起こるかわかりません。発生した場合にどのような連絡をとるのか、あらかじめご家庭内や企業内での緊急連絡方法を決めておいて下さい。

また、旅行などで長期間当地を離れる場合は、互いの所在を明確にし、連絡がとれるようにして頂きますようお願いいたします。

(4) その他

上記に掲げた「領事メール」「緊急連絡網」以外に、大使館では緊急事態発生時にFM放送（周波数 89.50MHz）を行う場合もあります。これは、電話が不通となった事態に備えるものです。FMラジオをご用意いただき、周波数についてご確認しておくことをお願いいたします。

2 緊急事態発生時（又は緊急事態が迫りつつある場合）の対応

(1) 心構え

緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、大使館は、在留邦人の皆様の安全確保に万全を期するため、関連情報を収集した上で「領事メール」、「電話による緊急連絡」、「FM放送」等の手段を通じて最新の情報を提供します。

在留邦人の皆様には、大使館からの情報をご確認いただくとともに、流言飛語やデマ（当地ではよくある）に惑わされず、落ち着いた行動をとるようにお願いします。

(2) 具体的対応について

ア 安否確認、安否連絡

緊急事態発生時、大使館はまず皆様の安否確認を行います。皆様の方からも、緊急事態発生時には、落ち着いて自分や家族、同僚・知人等の安全確認及び所在場所を連絡して下さるようお願いいたします。

イ 周辺状況の把握

緊急事態発生時には、同じ市内でも地区により状況が大きく異なる場合もあります。ご自身やご家族の安全確保に配慮した上で、避難場所への移動が可能か、自宅での待避が安全かなどを判断するために、周囲の状況を把握するようにしてください。

また把握した状況についても、大使館までお知らせください。

ウ 避難措置

大使館からお送りする情報や、周辺状況を勘案した上で、以下のいずれかの避難措置を講じてください。

- 職場・移動先での避難
- 自宅での避難
- 大使館等避難場所への避難

日本大使館 (1-28. Sadyk Azimov St, Khamza district)

大使公邸(144. Podshobog St, Mirzo-Ulugbeg district)

- 国外退避による避難

※ なお情勢の推移により、大使館より退避や避難場所への集合を指示することもあります。

(3) 避難措置に当たっての留意事項

ア 職場・移動先での避難

イ 自宅での避難

自宅での避難は、避難措置の基本となる方法ですが、ご自身やご家族の安全を自ら確保するため、自ら適切な判断を下すことが求められます。

- 備蓄物資が十分用意されているか
- 自宅の構造上、安全が確保され得るか
- 周囲の状況推移に応じ、万一の場合に緊急脱出する方法があるか
- 大使館など外部への連絡手段が確保されているか

ウ 大使館等避難場所への避難

避難場所（大使公邸又は大使館）への集合は、大使館の庇護下に入る意味で良い方法ではありますが、決して広い場所ではないこと、不特定多数が集合すること等のデメリットもあることをご理解ください。

また避難場所への集合に際しては、以下の留意点に配慮してください。

- 集合避難に際し、必要な物資や携行品を持参できるか（旅券、現金、備蓄品、航空券等）
- 避難場所へ至る経路の安全が確保されているか（経路が危険な状況であると判明した場

合に、代替経路があるか)

- 移動中の連絡手段が確保できるか

エ 国外退避による避難

国外退避は、最終的な手段と言えます。

事態の推移により、大使館が主導してオペレーションを行う場合もありますが、大使館の決定以前に、本社等の指示等によって自主的に日本又は第三国へ国外退避することを決めた場合には、以下の点にご留意ください。

特にご家族で滞在されている方や、企業代表の方は、一般商業便の運航がストップする前にご家族を含めた女性や子供の国外退避について、早期に検討するようお勧めします

- 商用便運行の事実確認
- 空港施設がテロ等の対象となっていないか
- 国外退避に際し、外国人の出国が規制されていないか。

また自主国外退避に際しては、あらかじめ大使館へご連絡いただくか、退避した後に本邦外務省海外邦人安全課又は避難先に所在する日本大使館・総領事館へ通報をお願いします。

※ これは安否確認の上で大切ですので、必ずご連絡願います。

オ 大使館が主導する国外退避オペレーションについて

当地が緊急事態により「国外退避勧告」となった場合、大使館が主導する国外退避オペレーションは以下の3通りが想定されます。

- 一般商用便を利用した日本又は第三国への退避
- チャーター機等を利用した日本又は第三国への退避
- 状況に応じ、陸路による隣国への退避

上記のいずれかの手段を講じるかは、緊急事態の態様を見極めた上で判断することとなりますので、皆様のご理解をお願いします。

○ 空路による主な国外退避先

バンコク (タイ)	週5便
ソウル (韓国)	週5便
北京 (中国) ※1	週4便
イスタンブール (トルコ)	週7便
ドバイ (UAE)	週5便
フランクフルト (ドイツ)	週2便
パリ (フランス)	週1便
ロンドン (英国)	週2便
ローマ (イタリア)	週1便
ミラノ (イタリア)	週1便
モスクワ (ロシア) ※2	毎日2便
サンクトペテルブルク (ロシア) ※2	週4便
ビシュケク (キルギス)	週2便
リガ (ラトヴィア)	週1便
キエフ (ウクライナ)	週2便

※1 中国は15日以内の滞在に限る

※2 ロシアは同一空港内の乗り継ぎ(24時間以内)の場合、査証不要

※3 航空便は冬期に減便されることがあります。

○ 陸路による国外退避先

シムケント（カザフスタン）～タシケントから約120km。車輦で約2時間

なお状況によっては、タジキスタン等近隣諸国へのルートも想定されますが、緊急事態の状況を見極めた上で、皆様へご案内させていただきます。

以上のとおり、平素から最悪の事態を想定し、物心両面の準備を行うことが肝要です。

緊急時にデマなどに惑わされないためにも、正確な情報の伝達が確保されるよう、当館と皆様との連絡体制を確立することが重要です。

皆様のご理解とご協力をお願い致します。

別紙 緊急事態に備えたチェックリスト

1 身分証明書類

- 旅券（有効期限が6月以上あるようにしましょう。所持人記載欄（特に血液型）も記載してください。）
- 査証（有効期限を確認してください）
- 滞在登録、ア krediyteeshon・カード
- 税関申告書

2 現金、貴重品、クレジットカードなど

- 現金（米ドル等外貨及びスモ貨）
- 貴重品
- クレジットカード

3 携行品

- 衣類、着替え（長袖、長ズボンをお勧めします）
（冬期は毛布など防寒対策も必要となります）
- 帽子、ショール、軍手、マスク
- 靴（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）
- 洗面具
- タオル、ティッシュ
- 常備薬、医薬品
- ラジオ（FM・短波受信用）
- 非常食（缶詰、レトルト食品、必要により粉ミルクなど）
- ミネラルウォーター（保存性が高いもの）
- 懐中電灯、予備電池
- 固形燃料
- その他（地図、ライター、ナイフ、缶切りなど）

これらのチェックリストは一例ですので、必要に応じ、ご自身でチェックリストを作成することをお勧めします。

また、自動車を所有している方は、常に整備を行い、燃料も満タンにしておきましょう。